



障害年金受給等で法定免除を受けている人へ

障害基礎年金などを受給している人は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除といいます）となりますが、法定免除の期間であっても保険料を通常納付できる「納付申出制度」があります。

手続きをするには、市役所または年金事務所に申出書の提出が必要となります。詳しくは問い合わせください。

問 ④国保年金課
 ⑤国保年金窓口室
 下館年金事務所
 ☎0296-25-0829

三和地区粗大ごみ収集場所を変更します

旧三和公民館を含む市役所三和庁舎周辺施設の解体工事に伴い、市役所三和庁舎北側で月曜日・水曜日・金曜日に実施している粗大ごみの収集場所を変更します。

変更日 3月2日(水)～
変更場所 市役所三和庁舎職員駐車場東側(古河商工会三和事務所向かい)
問 ⑤環境課

春の火災予防運動

3月1日(火)～7日(月)は春の全国火災予防運動の期間です。今年は「無防備な心に火災がかくれんぼ」を統一標語に、全国で火災予防運動が行われます。

火災予防運動期間中は、市消防団詰所(総和地区)および古河消防署、総和消防署、三和分署からサイレンを吹鳴し、防災の呼び掛けを行います。火災ではありませんので、ご注意ください。

吹鳴日時 3月1日(火)・7日(月)。両日とも午前7時
吹鳴方法 15秒吹鳴6秒休止(3回繰り返し)

問 ⑤危機管理防災課

指定難病患者医療福祉助成金

指定難病の患者に対して医療福祉助成金を支給しています。下半期(平成27年10月～平成28年3月)分の申請を、次のとおり受け付けます。

対象 市内に在住し、保健所で指定難病特定医療費受給者証の交付を受けていて、医療費の自

己負担がある人(小児慢性特定疾患医療は対象外となります)

支給額 指定難病特定疾患医療費の自己負担額

※ただし、月額上限は4,000円とします。また、マル福受給者証を持っている人は、マル福制度利用後の自己負担額を基準とします。

必要書類

- ①指定難病特定医療費受給者証(写し可、有効期間が平成28年9月30日までのもの)
- ②医療機関・薬局が発行する領収書〔公費(指定難病)分の金額がわかるもの〕
- ③自己負担上限額管理票
- ④マイナンバー(通知)カード
- ⑤印鑑
- ⑥金融機関の通帳(新規・変更の人のみ)

申請期限 3月31日(木)

申請場所

- ・障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」内)
- ・総和庁舎市民サービス課
- ・古河庁舎市民サービス室
- ・三和庁舎市民サービス室

問 障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」内)

☎92-4919

個人番号カード・通知カード交付のため臨時開庁します

開庁時間中に個人番号カード・通知カードの受け取りが困難な人のために、夜間・休日開庁を行います。交付通知書に記載された書類を持参のうえ、指定された交付場所へお越しください。

交付には1人あたり20分～30分程度の時間がかかります。来庁人数によっては受け付けをお断りする場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問 ⑤市民課
 ④市民窓口室

	交付場所	開庁日	受付時間
平日 夜間	総和庁舎市民課 古河庁舎市民窓口室 三和庁舎市民窓口室	2月25日(木)	午後6時30分 まで
		3月 8日(火)	
休日	古河庁舎市民窓口室	2月27日(土) 28日(日)	午前9時～正午 午後1時～4時
	総和庁舎市民課	3月 5日(土) 6日(日)	
	三和庁舎市民窓口室	3月12日(土)	